

岩手県告示第918号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人もりねこ
 - (2) 代表者の氏名 工藤幸枝
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市菜園二丁目6番6号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、野良猫や捨て猫、あるいは飼育放棄された猫の保護及び保護された猫を里親希望者に譲渡する活動を行うとともに、猫の適正飼育などの啓発に取り組み、人と猫が共存して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。